

川口商工会議所「事業継続力強化対策応援金」交付要綱

(目的)

第1条 川口商工会議所の創立90周年を記念し、地域企業の事業継続力強化を推進するため、事業継続力強化計画（以下「計画」という。）の認定取得及び当該計画に基づく設備導入・備品等購入費用を支援するとともに、市内経済の循環、パートナーシップ構築宣言の普及促進を図ることを目的として、事業継続力強化対策応援金（以下「応援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。熱中症対策については本商工会議所が独自に応援しているものである。

(事業期間)

第2条 応援金の受付期間は、令和8年6月1日から同年9月30日までとする。ただし、予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。また、予算に満たない場合は年度内での期間延長も認めるものとする。

(応援金の対象となる額)

第3条 前条に係る応援金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 令和8年度の計画認定取得 現金 20,000円

(2) 計画に基づいた設備・備品等に対する購入補助

補助率 1/2、(1)、(2)合計での上限 50,000円

原則、市内業者からの購入であること。実施期間内である既存計画の場合、(2)で上限 50,000円。

(3) パートナーシップ構築宣言の新規登録 現金 10,000円

2 前条第2項の購入費用は税抜き（端数切り捨て）とする。

3 交付額の最低額は第1項(3)のみの10,000円、最高額は第1項(1)～(3)、または(2)～(3)の合計60,000円である。ただし、予算に達した場合はこの限りではない。

(対象事業者)

第4条 応援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本商工会議所の会員事業所であること。

(2) 計画の認定を受けている。（令和8年度新規認定および実施期間内である既存認定）

(3) 計画認定は単独型、連携型のいずれでも申請可。但し、連携型においても1計画のみ、交付申請は申請者のみを対象とし、連携者および申請者の重複は不可とする。

(4) 設備・備品等は、計画認定後かつ受付期間（令和8年6月1日から同年9月30日まで）に購入・精算が確認できること。

(5) パートナーシップ構築宣言は、令和8年度に登録されたものであること。

(交付申請)

第5条 応援金を受けようとする者は、次に掲げる書類を本商工会議所に提出しなければならない。

(1) 交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 計画認定通知書の写し

(3) 計画書の写し

(4) 設備・備品等の購入にかかる領収書の写し（該当者のみ）

※市内業者で購入したことが確認できる書類を求める場合があります。

(5) パートナーシップ構築宣言登録の確認書類（該当者のみ）

※申請後、ポータルサイトの公開リスト確認には、通常、申請から10日程度かかります。

(6) 振込先口座の写し

(7) 既存計画にない熱中症対策やサイバーセキュリティについては、別表を作成し申請者が追加で記載することができる。

(8) その他商工会議所が必要と認める書類

2 申請は、受付期間内に限り行うものとする。

(審査および交付決定)

第6条 本商工会議所は、前条の申請があったときは、申請のあった順にその内容を審査したうえで、予算の範囲内において応援金交付の可否を決定し、申請者にメール等で通知する。

2 審査は、本商工会議所経営支援課内に事務局を置き、要件確認の簡易審査とする。申請受付後、随時要件確認を行い、不備のないものから交付対象候補とし、内部稟議を挙げ速やかに決定する。(毎月20日締め、月末払い)

3 審査において判断に迷う際は、専門家1名以上に相談したうえで稟議にかけることができる。

(不交付の取扱い)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、応援金を交付しない。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により、応援金の申請を受けたとき。

(2) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。

(3) その他本商工会議所が相応しくないと判断したとき。

(交付後の義務)

第8条 本商工会議所が必要と認めた場合、申請者は設備導入後の活用状況等について本商工会議所に速やかに報告すること。

2 申請内容の虚偽が判明した場合、申請者は本商工会議所の求めに応じ交付された応援金を速やかに返還しなければならない。

(雑則)

第9条 補助対象となる設備・備品等は、次に掲げる事業継続力強化に資するものであり、原則、川口市内で調達するものとする。

(1) 熱中症対策に関するもの(ファン付き作業服、空調機器等)

(2) サイバーセキュリティに関するもの(PC、ソフトウェア等)

(3) 防災・減災に関するもの(防災グッズ等)

(4) その他本商工会議所が認めるもの

2 補助対象には、リース料やサブスクリプション等を含めないものとする。

3 川口市内での調達が難しい場合は、その理由書(任意形式)を添付することができる。

(免責)

第10条 通信障害や申請者の入力漏れなどにより申請が完了しなかった場合、本商工会議所ではその責任を負わない。

2 受給者が応援金を使用して行った事業や活動で生じたトラブル(事故、損害賠償など)について、本商工会議所は一切関与しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。